

「してい指定認知症対応型共同生活介護」かいご重要事項説明書じゅうようじこうせつめいしょ

「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」重要事項説明書

あゆみの家
(2015年4月1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
とうじぎょうしょ ていきょう そうだんまどぐち

電話番号：0771-23-1655

担当者：前田 静佳

2 あゆみの家の概要
がいよう

(1)

名 称	認知症対応型共同生活介護 あゆみの家
所在地	京都府亀岡市篠町篠下中筋 44 番地 5
事業者番号	亀岡市指定 第 2 6 9 1 6 0 0 0 3 1
対象地域	亀岡市

(2) 職員体制

	常勤	非常勤	計
<small>かんりしゃ</small> 管理者	1名	0名	1名
<small>せいかつそうだんいん</small> 生活相談員	1名	0名	1名
<small>かんごし じゅんかんごし</small> 看護師・准看護師	0名	1名	1名
居宅介護支援専門員	2名	1名	3名
<small>かいごふくしし</small> 介護福祉士	3名	4名	7名
認知症実務者研修専門課程修了	2名	1名	3名
認知症実務者研修基礎課程修了	1名	1名	2名
認知症介護指導者研修終了	1名	0名	1名

(3) 勤務体制

日勤	8時30分～17時45分
早出	7時30分～16時45分
遅出	10時45分～19時30分
夜勤	16時30分～翌9時00分
夜勤2	17時00分～翌8時30分
宿直	19時00分～翌8時00分

(4) センターの設備等

定員	9名	機能訓練室 及び食堂	1室 75.38 m ²
浴室	機械浴室 有 3.45 m ²	相談室	1室 9.79 m ²
居室	平均 8.21 m ²	送迎車	3台

ていきょう

3 提供するサービス内容

(1) 日常生活の援助

とうじぎょうしよ

- ・ 当事業所では、ご契約者の身体状況、残存能力に応じて必要な支援を行います。
- ・ ご契約者の趣味や過去に培われた能力を最大限に活かして楽しみのある生活支援を行います。

4 サービス利用料金

(1) 基本単位

要介護度 (1日あたりの利用単位)		その他の単位	
要支援2	755	<input type="checkbox"/> 事業開始加算 I	500 単位/月
要介護度1	759	<input type="checkbox"/> 初期加算	30 単位/日
要介護度2	795	<input type="checkbox"/> 認知症ケア加算 I	3 単位/日
要介護度3	868	<input type="checkbox"/> 認知症ケア加算 II	4 単位/月
要介護度4	818	<input type="checkbox"/> サービス提供加算 I	18 単位/日
要介護度5	835	<input type="checkbox"/> 若年性認知症受け入れ加算	120 単位
		<input type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算	所定単位数の 68/1000
		<input type="checkbox"/> 退居援助加算	400 単位/回

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

1	保証金	200.000 円
	・ 退居時の修繕費用としその差額を返戻します。	
	入居後 1 年未満	100.000 円
	入居後 1 年以上 2 年未満	50.000 円
2	入居費（家賃）	50.000 円/月
3	水道光熱費	15.000 円/月
4	共益費	5.000 円/月
5	日常生活費	10.000 円月
6	食費	朝 250 円 昼 440 円 夕 560 円 喫茶 200 円
7	行事参加費	実費
8	その他個人の嗜好品等	実費
9	オムツ代	購入することもできます

5 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

・毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、次月領収書を発行します。

・お支払い方法は、ゆうびんきょくふりこみ 郵便局振込、ゆうびんきょくこうざじどうひ 郵便局口座自動引き落とし、お の2通りの中からご契約の際に選べます。（後日、変更しても結構です。）

6 サービスの終了

① ご契約者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がご

ざいます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、そうほうぶんしょ双方文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- かいごほけんしせつなどご契約者が介護保険施設等に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたご契約者のようかいごにんていくぶん要介護認定区分が、自立（非該当）
にんていまたは要支援1と認定された場合。
- ひほけんしゃしかくご契約者がお亡くなりになった場合やそうしつ被保険者資格を喪失した場合

③ その他

- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、しゅひぎむはん守秘義務に反した場合、ご
しゃかいつうねん契約者やご家族様などに対していつだつ社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業
所が倒産した場合、ご契約者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを
終了することができます。
- ちえんご契約者が、サービス利用料金のお支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう
さいこく催告したにもかかわらず3日以内にお支払いがない場合、またはご契約者やご家族様
などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約をけいぞく継続しがた難しいほどの
はいしんこうい背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させて
いただく場合がございます。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) しせつ施設・せつび設備のしょうじょう使用上の注意

- しきち施設、ようとう設備、したが敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- こい故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、さ施設、じこふたん設備を壊し
げんじょうたり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担によりふく原状に復していただくか、
そうとう又はだいか相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- しゅうきょうかつどう当事業所の職員や他の利用者に対し、せいじかつどう迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、
えいりかつどう営利活動を行うことはできません。

(2) 入居利用にあたっての留意事項

来訪 面会	面会時間 9:30～19:30 来訪者は面会時間を厳守し、その都度職員に申し出てください。 来訪者が宿泊される場合は、事前に申し出てください。 飲食物を入所者にご持参された場合は職員まで申し出てください。 インフルエンザ、ノロウイルスなどの流行時には来訪、面会等をお断りさせていただきます。
外出 外泊	外出、外泊は事前に日程を職員まで申し出てください。
受診	入所者の受診は原則、ご家族様の付き添いで受診をお願いします。
喫煙 飲酒	居室での喫煙、飲酒は禁止します。
ペット	原則、飼育はお断りしております。

(3) その他

- ・ 契約者は、新規利用、退院時の場合、主治医に診断書を依頼し、事業所に提出して頂きます。

7 緊急時の対応（別紙参照）

- ・ 緊急（事故）の対応（契約書第9条参照）
 - ① 発見時（周囲の状況観察と同時に傷病者の観察）
 - ② 意識の確認
 - ③ 協力者を得る
 - 看護 → 呼吸・脈拍確認 → 経過観察（体位、保温等）
 - 連絡者 → 通報連絡 → 介護者・主治医・救急
 - ④ 搬送
 - ⑤ 報告 京都府（南丹保健所）・亀岡市

8 サービスの内容に関する苦情窓口

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）

[管理者] 竹本 知子（電話番号:0771 - 23 - 1655）

[生活相談員] 前田 静佳 (電話番号: ")

(上記担当者不在の場合は、電話対応した職員が承ります。)

○ 受付時間 午前 8:30 ~ 午後 17:00

ぎょうせいきかん たくじょううけつけきかん

(2) 行政機関その他苦情受付機関

亀岡市・市役所 <small>こうらいふくしか</small> 高齢福祉課	所在地 亀岡市安町野々神 8 番地 亀岡市役所 1 階 電話番号 (0771) 25-5182
<small>きょうとふじやかいふくしきょうぎかい</small> 京都府社会福祉協議会 <small>うんえいてきせいかいじんかい</small> 運営適正化委員会	電話番号 (075) 252-2152

だいさんしゃいいん

(3) 第三者委員 (事業所に直接言いにくい苦情の窓口)

○ 第三者委員 栗山 明 (電話番号: 22-2470)

中川征男 (電話番号: 24-1505)

9 運営推進委員会の設置

当事業所では、認知症対応型共同介護 (介護予防認知症対応型共同介護) の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容についての評価、要望、助言を受ける為に下記の通り運営推進会議を設置する。

- ・ 構成 入所者、入所者家族、地域住民の代表者、市町村職員もしくは地域包括支援センター職員、認知症対応型共同介護について知見を有する方等
- ・ 開催 隔月で開催する

11 法人及び当事業所の概要

(1) 法人名 社会福祉法人 倣 襄 会 (ほうじょうかい)

(2) 法人所在地 京都府亀岡市篠町篠下中筋 4 5 番地の 1

(3) 代表者氏名 理事長 井内 邦典

(4) 電話番号 0771-24-6770

(5) 設立年月日 昭和 58 年 3 月 15 日

(6) 定款に定められた事業

第 2 種社会福祉事業

ア) 保育所

亀岡あゆみ保育園

亀岡あゆみ保育園馬堀駅前分園

亀岡あゆみ保育園上西山分園

イ) 老人デイサービスセンター

亀岡あゆみデイサービスセンター

ウ) 地域密着型事業

小規模多機能型居宅介護 あゆみの家

認知症対応型通所介護 ほっとルーム あゆみ

エ) 居宅介護支援事業

亀岡あゆみ居宅介護支援事業所

公益事業

地域包括支援センター

亀岡市地域包括支援センター あゆみ

(7) 事業所の種類 指定認知症対応型共同介護

(8) 事業所の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、ご契約者に対し、認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

(9) 事業所名称 あゆみの家

(10) 事業所の所在地 亀岡市篠町篠下中筋 44 番地 5

(11) 電話番号 0771-23-1655

(12) 事業所長(管理者)氏名 竹本 知子

(13) 運営方針

① 事業者は健全な運営に努め、認知症とその家族が住み慣れた地域で、穏やかに暮らせるよう支援する。また、認知症になっても安心して暮らせる町をつくるために、認知症への理解、予防に努め、活動を通じて地域へ貢献できる事業所を目指す。

② 事業所と保育園の複合施設として高齢者と子ども達との相互交流のなかで共に生き、支え合う社会実現を目指す。

③ 事業所は、他の運営に当たって、地域や家庭との結び付きを重視し

関係政機関、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。

(14) 開設年月 平成 23 年 6 月 1 日

指定認知症対応型共同介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

また、介護報酬の1割負担以外のその他の利用料の支払いについても説明しました。

あゆみの家

説 明 者 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定認知症対応型共同介護サービスの提供開始について重要事項の説明を受け、サービス利用及び支払について同意しました。

契約者住所

氏 名 印

署名代行者住所

氏 名 印

主 治 医	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

また、介護報酬の1割負担以外のその他の利用料の支払いについても説明しました。

あゆみの家

説 明 者 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始について重要事項の説明を受け、サービス利用及び支払について同意しました。

契約者住所

氏 名 印

署名代行者住所

氏 名 印

主 治 医	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。